

パネルディスカッション

「民間団体と関係機関の連携した支援の在り方」

- パネリスト：**赤田ちづる氏 きょうだいを亡くしたきょうだいの会 葉の会代表
柳原ひとみ氏 広島被害者支援センター支援総括責任者、
NNVS 認定コーディネーター
- 鈴木 秀洋氏 日本大学危機管理学部准教授 法務博士・保育士
芹田 卓身氏 埼玉県警察本部生活安全部少年課課長補佐
- コーディネーター：**伊藤富士江氏 上智大学客員研究員・元教授



伊藤： 皆様、こんにちは。第2部のパネルディスカッションのコーディネーターを務めます伊藤と申します。犯罪被害者支援につきまして社会福祉的な視点から研究を続けております。

新型コロナの感染症の心配が続く中で、こういう形で開催することになりました。既にお話もあったかと思えますけれども、1996年から開催されているこのフォーラム、今年で25回目、このような形で何とか開催までこぎ着けたということになるかと思えます。

被害者支援の現場も大きな影響を受けているということ、聞き及んでいます。被害者支援センターでは、コロナが流行し始めた頃から、来所の面接を控えて電話対応に切り替えたり、あるいは直接支援ということで裁判所に行こうにも、公判自体が延期になったりとか、そんな中でどういう配慮をしていったらいいか、現場の相談員の方々はとても苦勞されているということも伺いました。

これから秋、犯罪被害者週間に向けてのイベントも中止になっているところが多いということをお伺いしております。

そのような中で、きょうは会場には約150名の方、ライブ配信で200名近い方にお聞きいただいているということです。充実したパネルディスカッションになりますように精いっぱい務めてまいりたいと思えます。

ここにスライドを用意しておりますけれども、第1部を踏まえまして第2部は、「民間団体と関係機関の連携した支援の在り方」ということで構成しております。

最初にパネリストの方に意見発表していただいて、その後、今回初めて架空事例の検討として、一つ事例を用意して、みんなで討議しながら支援の在り方を考えていく時間を設けます。

その後、連携の在り方についてディスカッション。それで最後にまとめという予定でおります。

パネリストの方は、この4名です。子どもたちに直接接しておられて、今の子どもたちの実情をよくご存じの方が3名。それから、東京都の児童福祉分野、自治体の犯罪被害者支援に詳しい研究者の方おひとりということで、お迎えしております。

きょうお配りしている配布資料ですが、会場で映すスライドと皆様のお手元の資料が違ったり、順番も違ったりしているかと思えます。大枠は変わりませんので、こちらの映写のほうのスライドを見て内容を聞いていただきたいと思っております。

では、パネリストの赤田さんからお願いいたします。

赤田： 皆さん、こんにちは。赤田と申します。きょうは、どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、第1部で、とても貴重なお話をお聞かせいただきました御手洗さんに感謝申し上げます。

御手洗さんもですが、私の周りにはいる、栞の会に参加してくれるきょうだいたちも、それから、今、研究に参加してくれているきょうだいたちも、本当に長い時間、一人で様々なことを抱えてきて、恐らく今もそのような子どもがたくさんいて、そういう子どもたちや御手洗さんの存在に、また、きょうこの場に立つ覚悟をいただいたような気がしています。

きょうの私の話は、御手洗さんの話と重なるところも多々あるとは思いますが、少しずつ進めてまいりたいと思えます。

私の自己紹介、先ほどお話しして下さったように、皆様のお手元の資料に掲載をしていた

だいております。

私の立ち位置ということで簡単に説明をさせていただきますと、私は2003年に、弟を飲酒運転の車にひき逃げをされ亡くした当事者の遺族です。

弟を亡くしてからしばらく、御手洗さんと同じように母を支えて生きてきたんですが、いろんなきっかけがありまして、上智大学のグリーンケア研究所のほうに進学をし、グリーンケア、スピリチュアルケアをベースとした遺族支援に関わることになりました。

遺族支援に関わりながら、きょうだいの声をどうにか社会に伝えていきたいと思うようになり、今は関西学院大学の大学院で犯罪被害者遺族支援に関する研究をしています。

その中でも特に、きょうだい支援を専門としていますので、きょうは、子どもが犯罪被害に巻き込まれた時の、そのきょうだいからの視点というお話になります。

他機関との連携を築くにはどのようなことが必要になるのかということを考えるに当たって、子どものニーズを的確に把握するという視点から、現状で子どもたちが抱えている困難さを、周囲がどの程度把握できているのかを考えてみたいと思っています。

私の開催している、きょうだいの会・葉の会という会は、この数年で、とても多くの方たちに参加いただく会になりました。

その参加者や、研究に携わってくださっているきょうだいたちから出てくる多くの意見が、「親には本当の気持ちと言えなかった」「学校の先生には話せなかった」など、周囲の大人に自分の本音を言えないまま、自分で我慢をしているということでした。

また、事件後、子どもたちが傷ついた言葉の多くが、近くにいる大人から悪意なく投げかけられた言葉でもありました。そのような子どもたちから出された言葉を長い時間かけて集約をしまして、今ここに書かせていただいている12個に分類をしました。

この分類した下には、実はきょうだいたちの語りがすごくたくさんあるんですが、きょうは時間の関係もありますので、一つの特徴に対して一つずつ紹介したいと思います。

「きょうだいという存在の喪失」ですね。高校生の男の子が語ってくれました。「兄と俺は、いつも一番のライバルやった。兄が頑張るから俺も頑張っていて、兄がいなくなったことで、自分の生きる目標が全くなくなってしまった」。

次、「居場所の喪失」です。「家にいたくないから学校に行くけど、お母さんに心配をかけないように頑張った。だけど、教室に入れなくて、ずっと廊下の隅に立ってて、先生が『頑張っ て乗り越えろ』って言って、私は走って逃げて帰った」。当時、中学2年生の女の子です。

次ですね。「自責の念」。「私が悪い子だったから天罰が下って、お兄ちゃんが死んじゃった」。これは小学校4年生の女の子でした。

次の「消えたい」ですね。「兄に会いたいから死にたいというよりは、つら過ぎて、生きていることから逃げたい」というふうに語ってくれたのは高校1年生の男の子です。

次、「怒り」ですね。加害者への怒りを持つのはもちろんですが、時に、亡くなったきょう



だいに対して怒りを持つこともありまして「お兄ちゃんが死ななかったら私はこんな思いをしなくてよかった。全部お兄ちゃんが悪いかもって思う時があって、でも、そう思う自分が大嫌い」と話してくれたのは中学2年生の女の子です。

「周囲への不信感」ですね。「兄が亡くなってから、お父さんもお母さんも周りの人も、みんな自分のことに必死で、私のことなんて誰も見てくれなかった。私は全部、何でもないふりをするしかなかった。もうしゃべることすらやめちゃった」。小学校6年生の女の子です。

「見捨てられ感」ですね。「お兄ちゃんがいなくなってから、お母さんは私のことなんてどうでもよくなった。興味ないよ、私に」。これも小学校4年生の女の子です。

「家族の崩壊」ですね。「一番つらかったのは、お母さんが兄の遺骨を抱き締めて泣き続けていて、お母さんが壊れちゃう、お母さんが死んじゃうって思って、怖くてたまらなかった」。これは小学校6年生の女の子です。

「いい子ちゃん」ですね。「ただただお母さんに心配をかけないように生きてきた。お母さんをこれ以上泣かしちゃいけないって思った」。これは高校2年生の女の子です。

「家族内役割の変化」ですね。「親戚の人に『あなたがお母さんから目を離したら、お母さんが死ぬよ』って言われて、お葬式の日だった。それからずっと母の横で、母が死なないように世話をして見張ってきた。死んじゃったらどうしようって怖くて」というのは小学校5年生の女の子です。

役割の変化、もう一つご紹介します。「『お兄ちゃんが死にましたって、お兄ちゃんの学校とか親戚とかに電話しなさい』って警察に言われて。電話でみんなが『どうしたの?』って聞くけど説明ができなくて。だって私もわからないもん」。これは中学校2年生の女の子です。

「蚊帳の外」というのは「なぜお兄ちゃんが死んだのか、私にだけあまり教えてくれなかった。ニュースにもなったからテレビを見せてくれなかった」。これは小学校6年生の女の子ですね。

「あきらめ」です。「これからも僕が我慢してうまくいくなら、それでいい」。自分だけが我慢することを選んでいきます。これは大学生の男の子です。

今ご紹介したのは、ほんの一例です。しかし、お聞きいただいたように、警察や学校の先生、それから親戚、親など、非常に近い位置にいる大人のかけた言葉が、きょうだいの感情を自制させるきっかけとなっていることが明らかになっています。

犯罪によって子どもを奪われた親や周りの大人は本当に多忙を極めます。きょうだいへ聞き取りした時に並行して、お父様、お母様にもお話を聞かせていただいているんですが、その当時、親にとって残されたきょうだいは「見えない存在」であったことというものも明かされています。

きょうだいは一人で、さみしさや苦しさを抱えて、親や周囲の大人が残されたきょうだいが担ってきた過酷な役割を知らないまま、数年経って初めて気がつく状況というのもし示されています。

私はこの中で「家族の崩壊」というカテゴリーに着目をしています。犯罪被害で子どもを亡くすことによって、残された親子の関係は、とても大きな困難に直面することがわかってきています。

残されたきょうだいは、きょうだいを亡くした悲しみを抱えながら、同時に、親としての役割を果たせなくなった母親を心理的に喪失して、母親までが死んでしまうのではないかという

怖さと常に隣り合わせにありました。

親にとってのいい子ちゃんであり続けなければ、自分の存在価値を見いだすことができなかつた様子もうかがえます。

また、このような調査で携わっているすべてのきょうだいが「周囲からの助けは何もなかつた」と語っています。

先ほどの御手洗さんのお話の中にもありましたが、事件当時の支援体制の欠如と残されたきょうだいに対するまなざしの乏しさが、示された事例が多くありました。

きょうだい支援と一言でくくらせていただいています。きょうだいは、どの時期に死別を経験するかで受ける影響が大きく異なっています。このように時期によって全く違うということも、支援を考えるに当たって理解していただきたいことかなと思います。

きょうだいは、その時その時だけじゃなく、自分の人生のライフイベントのたびに亡ききょうだいの影響を受けます。本来であれば、おめでたい出来事であったり、自分のライフイベントの中で、とてもうれしい出来事、そういう時においてさえもまた苦しい思いをすることがあります。

三つだけご紹介をしますね。「結婚式の日ね、お母さんが『きょうはとても悲しい日』って言ったんだ」と、当時、小学校4年生の女の子が大人になって語ってくれました。

お母さんとしたら、もちろん娘さんの結婚式はとてもうれしかったんだそうです。ただ、そこに亡くなった子どもがいないことが、とても悲しかった。

この言葉がお母さんから出たことによって、その子は「自分の結婚式のことは忘れたいほどの記憶だ」というふうに言っています。

あとは「僕が結婚したら、お母さんが一人になる。だからできない」。

「中学校の制服が届いてね、うれしくて、お母さんが喜ぶと思って着てみたの。そしたらお母さんが倒れちゃった」。

亡くなったお姉ちゃんと同じ中学校に進学をしたので、中学校の制服を着たことで、亡くなったお姉ちゃんを思い出したんですけど、その子は中学校に通うことができないまま、中学校の3年間を終えました。

2016年の第3次犯罪被害者等基本計画がきっかけで、残されたきょうだいに社会の目が向き始めたことを、とてもうれしく思っています。

ただ一方で懸念もあります。それは、残されたきょうだい支援を考えるに当たっては、「きょうだいの立場から見たきょうだい支援」と「子どもを亡くした親の子育て支援」という双方からの視点が必要であって、「きょうだいの立場から見たきょうだい支援」と「子どもを亡くした親の子育て支援」は同じではないということです。

例えば2018年に、ある自治体で大きく、「犯罪被害者のきょうだい支援へ 被害者条例制定」という報道がなされました。記憶にある方もいらっしゃると思いますが、これは犯罪に巻き込まれた家庭を手厚く支援するために、被害者のきょうだいを対象にした全国初の制度と紹介されました。

内容は、精神的ショックなどで学校に通えなくなって家庭教師を雇った場合や、学校へのタクシー送迎が必要な際費用補助というものを盛り込んだものでした。

マスコミの報道に問題がなかつたとも言い切れませんが、皆さんにお考えいただきたいのは、

これは、「きょうだいの立場から見たきょうだい支援」なのか、「子どもを亡くした親の子育て支援」なのか、どちらかということです。犯罪被害できょうだいを亡くしたきょうだいが、どんな思いでこの報道を目にしたでしょうか。

学校というのは安全な場であってほしいと思いますが、犯罪被害できょうだいを亡くした立場の子にとって、現状は必ずしもそうではありません。その学校に行くことが、学校に行けるようになることが、きょうだい支援の目的でしょうか。

この自治体は条例制定に当たって、親への聞き取りをして、親とともに条例を制定しました。どうか、皆さんがこれからきょうだい支援を考える際、きょうだいの話をもっともっと聞いてほしいと思っています。

今回いただいているテーマが、他機関との連携を築くにはどのようなことが必要になるのかということです。支援を考えるに当たって、つなぐという前に大事なことがたくさんあります。

まずは、きょうだいに何が起こったのか目を向けること。それから、きょうだいの声を聞く。それから、きょうだいの体験を知って、次にきょうだいにとって何が安全なのかということを考えながら、安全な支援ができる場を作る。それを作ったうえで初めて、つなぐということに行くんですね。

では、今どんな段階でしょうか。2016年に、やっときょうだいに目を向けることができるようになって、先ほどの御手洗さんをはじめ、やっときょうだいの声を挙げてくれるような人が出てくるようになった。今はまだここです。

なので、皆さんは、もっともつきょうだいの声を聞いて、きょうだいの体験を知ってほしいと思っています。

最後に1冊の本を紹介したいと思っています。『おやすみの歌が消えて』。皆さんの参考文献の中にも付けさせていただきました。

「きょうだいは何を考えているの?」「きょうだい支援ってどうしたらいいの?」って、こんな活動をしていると、本当に多くの人から聞かれます。なかなかわかってもらえない現実と向き合いながら私は私の言葉を紡いでいくんですが、それは果てしなく出口の見えないことでもあります。

そんな時に、この本に出会いました。アメリカで多発する銃乱射事件を、ほんとにいとけない6歳の子どもの視点から書いた、人間の悲しみと優しさと、それから家族の絆の物語です。

6歳の言葉で、そのまま語られていて、悲しみに暮れた母親が少しずつおかしくなっていく。ただつらくて寂しくて我慢していく姿が書かれています。キーワードは「気持ちの紙」と「幸せの秘訣」です。

最後、家族は優しさを取り戻します。だけれども、母には母の、父には父の、そして加害者側の家族にも、ほかの犠牲者の



赤田ちづる 氏

家族にも、学校にも、報道陣にも、たくさんの課題が残ったまま、この物語は幕を閉じていきました。

物語ではあるけれど、残されたきょうだいに関わる皆様には是非手に取っていただきたいと思いました。そして、是非機会があれば私に感想を聞かせてほしいとも思っています。

私の意見発表は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

伊藤： はい。赤田さん、ありがとうございました。

では引き続き、柳原さんをお願いしたいと思います。

柳原： 広島被害者支援センターの柳原と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

先ほど、御手洗さんのお話を控室のほうで聞かせていただいております。私は学校現場におりましたので、子どもにとっては学校という場が本当に大事な場所なんだというのを、あらためて感じました。

そして、その場所が子どもにとって、戻っていく場所として安心できる場所にならなければいけないんだと思いました。支援センターが、どんなふうに関わりを持って学校とつながっていきけるのかなというのを、あらためて考える機会になりました。ありがとうございました。

私のほうからは支援センターと教育機関の連携ということで意見発表させていただきます。

学校は、言うまでもなく、子どもたちの命を預かり、そして育てていくところです。子どもたちの命や安全が何より大切という意識を常に持っています。安全が守られ、児童・生徒が安心して過ごせなければ学校生活は成り立ちません。

特に、2001年に大阪の池田小学校で児童殺傷事件が起きてから、安全な学校を取り戻すため、子どもたちの命が失われないように、危機管理には特に力を入れるようになりました。

学校にはいろいろな子どもがいます。発達課題を抱えた子ども、家庭の事情を背負った子ども、学習面に課題がある子ども、重い病気を持った子ども、体に障害がある子ども。そして、先生方はひとりひとりに配慮しながら、授業、生活指導、研修、会議、報告物、保護者対応などと、確かに忙しい状況にあります。

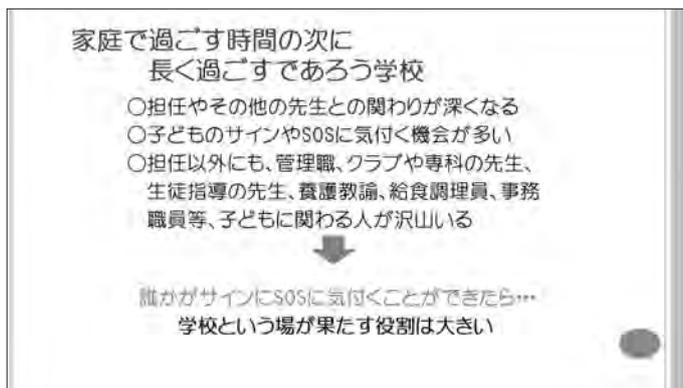
でも、被害に遭って傷ついたり、苦しんでいたりする子どもが目の前にいれば、その子どもを何とか助けたいという思いは必ずあります。先生同士で話し合ったり、子どもたちに考えさせたりします。

子どもたちが家庭で過ごす時間の次に長く過ごすであろう学校は、担任や、その他の先生との関わりも深くなり、子どもの様々なサインやSOSに気づく機会も多いと思われれます。

何か被害に遭った子どもは、その時だけでなく長期的に経過を見ていく必要がありますが、その点では学校という場が果たす役割は大きいと思います。

学校には、担任だけでなく、クラブや専科の教員、生徒指導教員、養護教諭、また給食調理員や事務職員などの先生以外の学校職員など、子どもたちに関わる人がたくさんいます。誰かがサインに、SOSに気づくことができたらと思うのです。

私は養護教諭をしていました。養護教諭は保健室で、いろいろな子どもに関わりますが、訴えてくる症状によっては養護診断として、子どもたちの体を観察したり、触れたりすることができます。



そんな中で体に不自然な傷を見つけて、管理職に報告したケースも少なくありません。また、話を聞いている中から被害のことがわかることもありました。

子どものサインやSOSに気づくには知識や情報が必要ですが、それがなくても、毎日子どもたちを見ていると、何かおかしいという症状に気づくものです。担任には言えないことを事務室で話

したり、専科の先生に話したりして、その先生たちから相談を受けることもありました。

子どものサインに気づくアンテナを持った人は学校の中にきっといると思います。しかし、せっかく感じ取ったサインを、そのままにしては何にもなりません。校内に相談できる体制、組織があり、管理職の理解や判断力、行動力をもって、子どもたちのために対応していくことが求められます。

子どもの出したサインに、SOSに、どう応えていくか、まずは学校の中で検討します。スクールカウンセラーに加わってもらうこともありますが、学校内で解決できることばかりではありません。

そんな時どこに相談し、どこにつないでいくことが解決になるのか、学校現場でも迷うところです。児童相談所、少年サポートセンター、医療機関等に相談することはありましたが、私が現役の時、その中に被害者支援センターはありませんでした。

今、被害者支援センターの中にいて、被害に遭った子ども、被害に巻き込まれた子どもたちのことが、とても気がかりです。支援センターとして子どもたちの支援に何か関わることはできないだろうかと思うと同時に、どう関われるだろうかという課題も感じています。

被害に遭った子どもたちに直接関わることは少ないにしろ、子どもたちに日々関わる人たちへの支援やサポート、情報提供はできるのではないかと思うのです。そして、それもセンターの役目の一つではないかと思います。

ただ、学校は公的な機関にはつなぎやすいけれど、民間の支援センターにつなぐことには抵抗があるのではないかという思いもあるのです。学校にセンターを広く周知してもらうためには、県や市の教育委員会との連携が欠かせません。

広島だけかもしれませんが、そういう意味では、まだまだ支援センターは県民、市民に認知されていません。

被害者支援は国策であり、それを受けて活動していることや、民間の支援団体ではあるが、公安委員会から指定を受けて被害者の支援を行っているところであるという、まずは存在を、そして活動を教育委員会にも知ってもらうことが先決ではないかと思うのです。

方法としては、「命の大切さを学ぶ教室」などに警察とタイアップして出かけていく。学校の管理職や養護教諭の研修会に行って話をする。大学生に関心を持ってもらえるように、サークルなどで話をする。

今考えつくことはこれくらいで、もし、うまく学校と連携が取れているというセンターがあれば、是非経過を聞かせてもらいたいと思います。

先日、後輩の養護教諭の小さな研修会で支援センターの話をしました。話を熱心に聞いてくれました。学校の中で最も子どもたちのサインやSOSに気づいてやれる、気づいてやってほしい養護教諭に支援センターのことを知らせることはできましたが、これからどうつないでいけるか、連携しているかは、まだ課題です。

こうした機会を増やししながら、少しずつでもセンターと学校がつながっていけばいいなと願っています。

最後になりますが、被害者にならないために、被害者をつくらないために、今こそ命の大切さを教える、心を育てる教育が必要ではないかと思っています。学校には、その力と責任があると思っています。

かといって、学校にすべてを任せるのではなく、子どもに関わるすべての大人が子どもを見守っていくことが大切です。どこかで傷を負った子どもがケアをされずに育つと、同じように人を傷つけてしまうことがあります。自分を傷つけることもあります。

小さなサインを見つけた時に、できるだけケアをすることは大人の役目ではないでしょうか。「自分を信じてくれた大人がいた」「一生懸命関わってくれた人がいた」という思いは、すぐにでなくても、きっと子どもの心に残ると信じています。

以上です。ありがとうございました。

伊藤： 柳原さん、どうもありがとうございました。

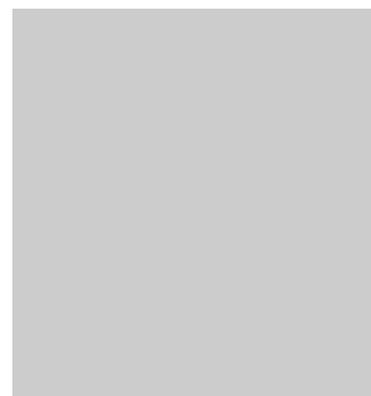
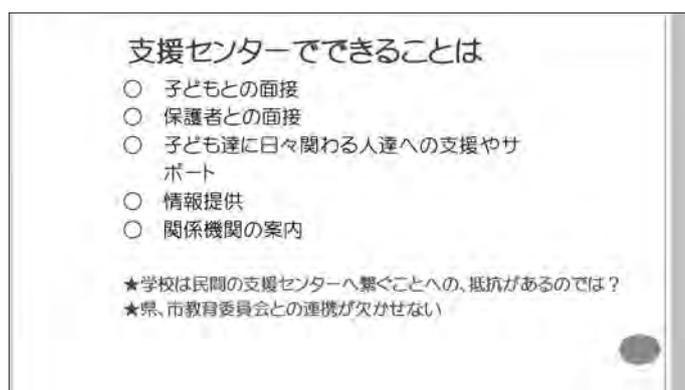
では、芹田さん、どうぞよろしく願いいたします。

芹田： 皆さん、こんにちは。埼玉県警察少年サポートセンターの芹田と申します。公認心理師でございます。

シールドを着けてしゃべるのは初めてで、実を言うと、ライトが当たって皆さんの顔が全然今見えません。「この人、一体どこ見てしゃべってるんだろう」という感じがありますけれども、下は見えているんですが、皆さんのほうが見えなくて、なんかちょっとキョロキョロした感じで奇異な感じがするかもしれませんが、ご勘弁願います。

自己紹介させていただきます。昭和61年、1986年度からですが、少年相談の専従の職員で埼玉県警察で仕事をさせていただいております。非行問題、家庭問題を中心に相談業務を行ってきた心理職でございます。

どういうところで働いているかという、少年サポートセンターと言いましたけれども、皆さんにお配りいたしました両面のリーフレットがございますので、中身につきましては、裏面



柳原ひとみ氏

に書いてある様々な活動を見ていただければと思います。

ざっくり言いますと、少年サポートセンターといいますのは、少年の健全育成、再非行防止、立ち直り支援ということを目的としまして、専従の職員を配置して様々な活動をしているところです。そうした様々な活動の中で、私のような少年相談活動があるというふうにご理解いただければと思います。

第1部の、きょうの御手洗さんのお話に関しての感想でございますけれども、実は御手洗さんのお父様の手記などをまとめた本を私は事前に読ませていただいております、その中で「謝罪、償いを受けるかどうかは、今後の人生をかけて向き合うこと」というくだりがございました。

それと同時にですね、これは御手洗様のお話ではありませんが、同じようにご家族、お子さんを少年犯罪で失った方の手記として、こんなことがありました。「悲しみ、怒りの感情がわからないのに涙があふれてくる」。つまり、悲しくないのに涙があふれてくるということなんです。

私はここのところを見て、本をパタンと閉じてしまいました。それ以降、読むのがつらかったんですね。そういった状況の中で、きょうを迎えたんですが。

実は私、コロナの関係で、昨年亡くなりました母親の一周忌がまだできていません。何とかきょう、ここに伺う前になんですけど、墓参をしまして、母親に謝って線香を供えてきたんですけど、そんなような状況でこちらのほうに伺いました。

きょう、第1部でのお話の中で「1年経って、つらさを話すことができた」というふうにお話がありました。つらさ、悲しみというものを表す、人に伝えるということが、いかにしんどい作業であるかということ、あらためて認識することができました。

また、そういったつらさを受け止めて、そして人に語るといった時、私どもは、悲しみに関する言葉というものを日本人はいっぱい持っているわけです。「からだことば」というのがあるわけですけど。

どうも、悲しみだとか怒りという言葉に対する感性はあるんでしょうけど、それをどのような言葉で扱っていくかということに関しては、本当に修業しなきゃいけないのかなというふうに感じました。

きょう、このテーマについて考えることをお話ししたいと思いますのでスライドを進めてください。

まず「少年の支援に関して必要な情報」ということですが、これは被害に遭遇したお子さん、それからご遺族で、対象になりましたお子さんの支援に関する場合の少年ということなんです、まず身体的な特徴というところですね。

特に、痛みをもともと持っているお子さんの場合。これは、こうした事件が起きた後、被害、目撃、それからご遺族になった場合に、非常にこれが悪化しやすいという特徴があります。頭痛ですとか、生理痛ですね。

このほかに睡眠に関すること。もともと眠りが浅いとかですね、怖い夢を見やすいなんていう場合もあります。

それから、心理的な特徴でございますけれども、元来、発達で偏りがある、あるいは遅れがある。言語の発達とかですね。療育を受けている場合ですとか、その他の関係で通院中で

あるとか、服薬中であるという場合もあり得ます。

社会的に見ますと、異性問題があるとか、対人関係で悩んでいるという場合がある。

こうした中で、このお子さんの支援をしてくれる人はどういう人がいるのかということも見なければいけません。友人、知人、先生、スクールカウンセラー、いろいろいるかと思いますが、人的資源はどうかということですね。

それから、「家族の支援に関して必要な情報」でございしますが、まず、被害の前から、このご家族全体に負担となっていたことはどんなことがあるのだろうかということを見ます。例えば、介護で非常にストレスがたまっている。それから、親御さんが治療中であるとか、いろいろなことがあるかと思えます。場合によっては家事調停中という場合もあるわけです。

同時に、そのご家族全体を支援してくれる方は、どんな方がいるのか。家族付き合いをしていて、今非常にしんどい状況であるから、何か少しでも支援ができればなと思ってくださる部外の方はいるのかどうかという点も非常に大事かと思えます。

続きまして「少年・家族に必要な心理教育」ということでもございます。第一に、継続的にカウンセリングルームに来ていただく場合にも、これは既に初期の段階でも説明されていると思えますけれども、PTSDなどの症状を説明すること。

それから、「あなたが出会ったことが特別なことであって、今このようなつらい思いをするのは当たり前のことである」とか「出会ったことが特別なことなんだ」という説明をすることなどがあると思えます。

では学校との連携ですけれども、まず二つありまして、一つは身体面でのサポートということですね。特に養護の先生による休息ですとか、リラックスですね。

それから、心理的なサポートにいきますと、お子さんが、しんどいんだけど何ができるのか、やれていることは何なのかということ、しっかり見てあげることですね。

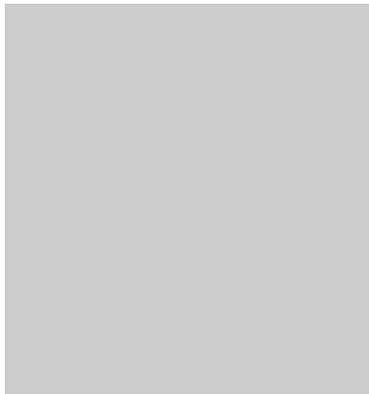
それから、友達、特に女の子の場合は友達に協力してもらおうということ、これを重要視していただくということになります。

心理的サポートですが、複数の先生方あるいは職員によるアセスメントですね。そのお子さんが、どういう状況にあるのかという、いわゆる見立てでございしますが、あとは見立てた情報をどのように共有するか、これが大事かと思えます。

最後になりますが、医療や心理臨床の窓口につなぐ時の判断基準ですけれども、私どものほうでは特に、死ぬとか、殺すとか、消えるといった言葉が多用される場合ですとか、戦乱、災害などの番組やネットに夢中になってしまうところ。

それから、特に大事にしておりますが、そのお子さんのもともとの生活習慣に乱れが生じているかどうか。特に、顔を洗うとか、歯磨きとか、着替えという、基本的な生活習慣が崩れていないかどうかを見ます。

このほかでございしますが、危険行為が目立つとか、きょうだい、それからペット、あるいはぬいぐるみをいたぶるようなことがあるかどうかというところを見て判断をさせていただきます。取りあえず、私のほうからは以上でございます。



芹田卓身 氏

伊藤： 芹田さん、どうもありがとうございました。

では最後に鈴木さんになります。どうぞよろしく願いいたします。

鈴木： 紹介いただきました鈴木秀洋です。どうぞよろしく願いします。

私の報告者としての立ち位置を五つ挙げております。

1 番目です。私自身は現在、大学教員、研究者です。研究テーマとしましては刑事分野と児童福祉行政分野の両方の法律の研究とその架橋が自分の一つの立ち位置になっています。

大学時代の専攻は刑事訴訟法のゼミだったということと、行政実務時代は、東京23区の法務部で行政側の指定代理人を務めてきたという経験を持っております。

2 番目です。実務を担ってきました。23区の法務部、総務課長補佐、危機管理課長、男女協働課長、子ども家庭支援センター所長という形で、相談業務に加えて実際の組織マネジメントをしてきました。本日いらっしゃっている方に、自治体の組織内部がどのような形で動いているのかを紹介できるかなと思っております。

3 番目です。平成28年の児童福祉法等改正。これは第1条が変わった抜本的な改正ですけれども、その時、厚労省の審議会で市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）の作成に関わりました。また、その後、平成29年度、平成30年度、令和元年度に、全国の自治体に対し児童虐待防止の拠点をどうやって作っているのか調査をしまして、そのアドバイザーをしているという立ち位置があります。

4 番目です。すごく苦しい経験でした。野田市児童虐待死事件の検証委員（野田市）を務めました。また本日午後3時刑事事件の判決がありましたが、札幌市児童虐待死事件の検証委員も務めていました。その立ち位置から話せる部分があります。

5 番目です。極めてプライベートなことで、ここで話す話ではないのですが、私自身は警察一家、亡き父も警察で、親族もかなり警察関係者が多いのです。

そのため、私自身は幼いころから警察官になろうと思っていましたし、被害者支援は自分の中で小学生ぐらいからずっと関心事でした。犯罪の話や、ニュースにアンテナが立ち、また警察関係の方だと、『この道』という歌があると思うんですが、あれを歌いながら自分でずっと生きてきました。

その意味で、本日このテーマで話をさせていただけるというのは、光栄ですし、自分の人生を辿る中でこのテーマは自分の根本的・根源的な問題といえます。

レジメの説明に入ります。

まず、一つ目の土台となる考え方です。犯罪被害者等支援は、恩師からの宿題です。私自身、大学での専攻は刑事訴訟法だということは話をさせていただきました。犯罪被害者等支援と地域のまちづくりというのが、自分の研究の土台になっております。

被害者等支援の土台としては、「対等に、尊敬心を持って対話を交わし続けることで、地域、共同体で実現させていくもの」という哲学のもとで、研究をしております。

犯罪被害者等の支援には、地域のまちづくりの視点とみんなが当事者だという認識を持っていることが大事だろうと思っております。

その意味では、問題提起として、私たちは本当に個々ひとりひとりの子どもの声・意見を聞いているのだろうか。被害当事者の子どもも、そのきょうだいも、そして保護者もひとりひと

り違って当たり前であり、その声を聞いているのだろうか。

先ほど赤田さんもおっしゃっていましたが、支援者側が家族を一体として関わってしまっていることが多いのではないかと、私自身も思っております。

二つ目ですが、犯罪被害者支援というのは直接支援に関わる人・組織だけではなくて、地域の人みんなが、縦も横も斜めも、いろんな人間関係がある中で、当事者にとって、その地域に居場所があって、日常生活を当たり前続けられること、それをどうやって実現していくのかというところが大事なのかなと、常にそう考えています。

野田市児童虐待死事件検証委員会公開資料です。心愛ちゃんがどういう状態だったかということ、大人に何回もSOSを出していました。それをちゃんと大人側が拾えたのかというところがかかなり疑問だと思っております。

「父親に対峙できる大人として公的機関を信頼することができなかった。つまり、心愛ちゃんの命を奪ったのは公的機関に所属する大人への不信感だったと言っても過言ではなからう。自分に寄り添い、父から自分を守ってくれる大人が見つからなかった悲劇である」。

『『あなたを守る』『あなたの権利を守る』という覚悟を持って子どもに寄り添うことのできる大人が必要である』とまとめました。行政は、どのような形で関わるができるのか。本日は事例でも検討しますが、行政にいた私が主に発言すべき箇所かと思います。

「日々の仕事の中での視点 理念と実効化のための縦糸・横糸」ということの1番目になります。被害少年、兄弟姉妹、保護者ということ考えた場合に、憲法13条個人の尊厳・個々人の人権を守るということから考える必要があります。ひとりひとり全部違った個々の人権つまり心と体を法的に守るという考え方の下、具体的には、精神的・人的・財政的支援の中で多様性の選択を保障していくことが大事だと思います。

2番目は、支援者側も自らの立ち位置をずらし、見える景色を揺らしてみる、いろんな立場に立ってみるということが大事だと考えております。

3番目ですが、市区町村だからこその公助の役割。経済的な支援だったり、精神的な支援だったり、情報の提供だったりができる部分だと考えております。

4番目最後ですが、柳原さんも話されていましたが、被害者支援センターと自治体の連携。お互いがお互いを知って、つなぐという認識が実務上足りない部分があるのかなと思っております。

行政機関関係図につきましては、最後の連携というところで話をさせていただきます。それぞれの機関がどうやって他につなげていけばいいのかという認識と知識が足りないと考えております。

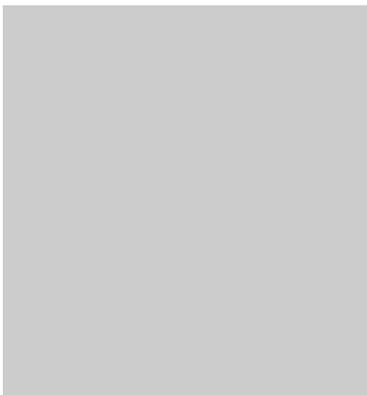
「日々の仕事の中で視点」なぜ協働が必要なのかの一つ目として、被害少年だけでなくきょうだいなど、家族の個々の違ったニーズがあるはずだからです。個別性と多様性への対応の必要です。

2つ目としては、事件後も日常生活はずっと続いていきます。その続いていく生活への支援は一つの機関だけでは当然できないということだと考えております。

連携・協働に必要なこと五つ挙げさせていただきました。法的限界や所掌を知ることとともに自分のバイアスを認識することが大事です。

自治体が目指す究極の概念として「住民の福祉の増進」が地方自治法1条の2に書いてあり

ます。住民福祉の増進という基本理念に基づいて仕事をしていく。



鈴木秀洋 氏

また、憲法尊重擁護義務（憲99）。人権を守るのが仕事だということからすると、犯罪被害者等が地域で生活している、そのきょうだいと家族を守っていく、支援を続けるというのは自治体公務員のだ真ん中の仕事だという認識を持っています。持たなければいけないだろうということです。

①さらなる法制度（法改正）の設計、②教育・悉皆研修の実施、③待っているだけではなくてプッシュ型の支援、④現行法制度下での連携・連動拡大、⑤共助・民間支援の推進、これらが求められていると思います。

以上で発表を終わらせていただきます。

伊藤： 鈴木さん、ありがとうございました。

今4人のパネリストの方からご意見いただきました。いかがだったでしょうか。それぞれご経験が豊富で、いろいろな視点が入っているお話だったと思います。ご準備いただきましてありがとうございました。

引き続き、きょうはこういった経験をお持ちの方々の一つの事例について、どういうふうな考えで支援ができるかについて議論したいと思います。

お手元の資料には架空事例の検討ということで入れております。わかりやすく説明するため、立たせていただきます。

エコマップを用いて考えてみましょうということで、説明をさせていただきます。これはマッピング技法といいまして、社会福祉分野でアセスメントの際に使うのですが、記述ルールとしては家族を中心に書いて、男性は四角、女性は丸、関係が強いと太い実線で結び、弱いと点線で示しますというものです。

社会資源。この場合ですと、被害者の方のニーズを満たすために使えるあらゆるものです。法的、制度的、物的、人的資源を指して社会資源と呼ぶわけですが、そういうのを周りに配置して、どういうふうにつなげるか、考えていくわけなんです。

パッと見て皆様おわかりいただけるかと思いますが、お母さんがいますね。そして、お母さんとお父さんは点線で結ばれ、二人の関係が悪いことを示しているのですが、この事例では協議離婚をした母子家庭という想定です。高1の長男、小学校4年の次男がいて、保育園児の花子がいるという家庭です。

そして、4人で暮らしていた。お母さんは仕事を持ち、親戚とは関係が薄いことが示されています。花子は保育園へ通い、二郎は友人もいるし、一郎は部活に励んでいるという状態の家族だったわけです。

この家族に突然の交通事件が起きました。母親と二郎、花子が買い物の帰り

架空事例の検討
「きょうだいを交通被害で亡くした家族」
の支援を考える

- ◆家族構成：母、長男・一郎（高1）、次男・二郎（小4）、長女・花子（年長）
- ◆被害内容：末の娘（花子）が交通被害で死亡
 - ・母親と二郎、花子が買物の帰りに一緒に歩いていたところ、左折した大型トラックに花子が巻き込まれ死亡。母親は自分が目を離したことの自責の念が強く、仕事を続けられなくなりました。二郎は自分の目の前で妹が亡くなったことに強いショックを受けている。
 - ・母子家庭であるが、母親が働けなくなったことから一郎は退学して働くことを申出る。しかし、母親から高校だけはせめて出てほしいといわれる。母親が被害後、抜けたようになってしまったことから、一郎は自分が家族を守らなければいけないと強く思い、二郎の面倒も積極的に見るようになった。熱中していた部活動も辞め、家事を担うようになった。
 - ・母親は「娘のところにいきたい」と事あるごとに口にするようになった。二郎が母親を元気づけるため「お母さんと○○に行きたいな」と言うと、「花子はおう行けないのに。なんでそんなこと言うの」と叱責され、隠れて泣いている。小学校も行き渋るようになり、友だちと遊ぶこともなくなった。

と一緒に歩いていたところ、左折した大型トラックに花子が巻き込まれて死亡した。

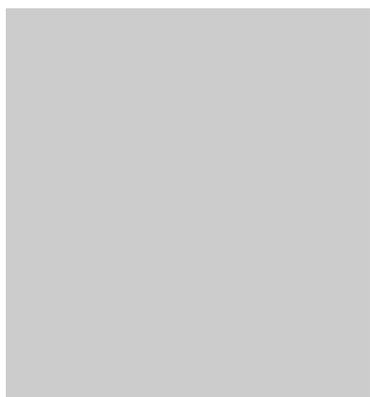
母親は、自分が目を離したためにこういう事件が起きたと自責の念が強くて、仕事を続けられなくなってしまった。二郎は、自分の目の前で妹が亡くなったことに強いショックを受けている。

母子家庭で母親が働けなくなったことから、一郎、長男は退学して働くことを申し出ています。しかし、母親から、高校だけはせめて出てほしいと言われている。

母親が被害後、抜け殻のようになってしまったことから、一郎は自分が家族を守らなければいけないと強く思って、次男の二郎の面倒も積極的に見るようになった。従って、一郎は熱中していた部活動があったのに辞め、家事を担うようになった。

また、もう一つ、お母さんは「娘のところに行きたい」と、事有るごとに口にするようになりました。

二郎が母親を元気づけるために「お母さんと〇〇〇に行きたいな」、そういうふうになると、お母さんに「花子は行けないのに何でそんなこと言うの?」と叱られてしまう。二郎は隠れて泣いている。小学校も行き渋る、行かなくなって、友達と遊ぶこともなくなった。



伊藤富士江氏

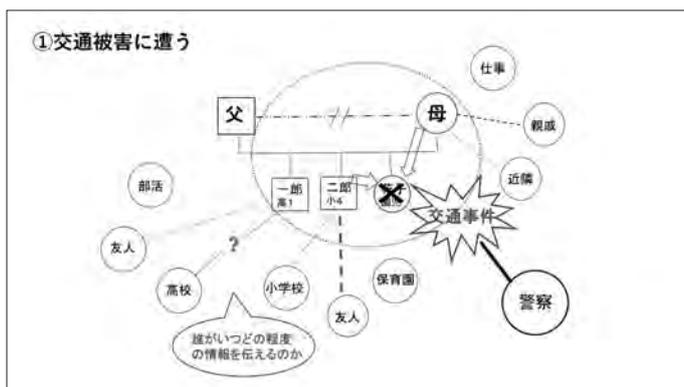
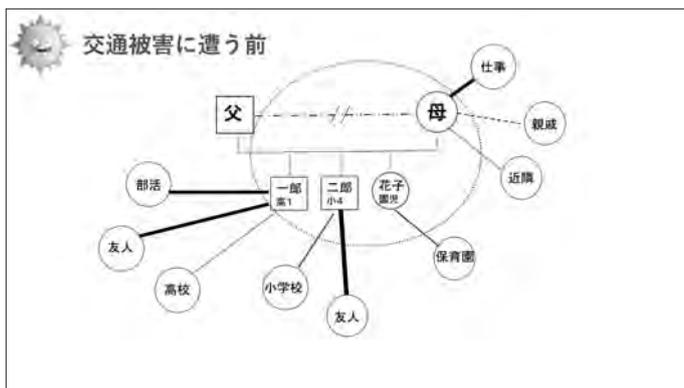
その状況を表したのが、このエコマップです。お母さんと二郎がこういう状態を見ていたということです。もちろんお母さんは仕事ができなくなり、二郎も小学校に行きにくくなり、友人との関係も疎遠になり、一郎については高校をどうしようか悩んでいる。

交通死亡事件ですので警察がすぐ関わります。そして、誰が、いつ、どの程度の情報を伝えるのかというのが最初に気になることです。この点について、まずパネリストの皆さんからご意見いただこうと思います。

まず柳原さん、被害直後、どのようなことに留意したらよろしいでしょうか。

柳原： 被害直後に支援センターが現場に関わることはあまり考えられないというか、うちのセンターではないことです。

直後に関わるのは、この場合だと支援センターよりも学校であろうと思われます。4年生の



二郎君にこんな事件があったということが学校に連絡が入って、学校がどういふふうに対応していくかということになっていくんだろうと思うんです。

担任はびっくりしますし、心配をしますし、どうしているんだろうという思いがありますので、たぶん会いに行こうとするのではないかと思いますけど、そのあたりの判断は校長先生、管理職のほうで、されていくと思います。

その後、あやふやな情報では動けないということがあるので、情報をちゃんと確認したうえで職員に知らせたり、担任に知らせたり、動きを考えていくことになるかと思います。

保護者のほうからもまた情報が入ります。お葬式がどうなのかとか、そういった窓口は校長先生のほうでしていただくということになると思います。

二郎君がどうしているだろうかという心配が一番あるのかなと思います。小学生だと、この場合は現場に二郎君がいたので、事件現場にいなかったお兄ちゃんのところにも連絡が行くと思うんですけども、こういう連絡があったからすぐお家に帰りなさいと言って、一人で帰すことはまずないと思われます。もしお兄さんの立場が小学生だったら、お迎えが来るまでちゃんと待つとか、送っていくとかという対応で、一人にさせないような対応もしていくと思います。

伊藤： ありがとうございます。

先ほどの御手洗さんの話とも重なるところがある。誰が最初にどう伝えるかは、すごく大事です。今、学校側の対応ということで幾つかヒントをいただきました。

警察側ということで芹田さんのほうから、何かお考えがあったらお願いします。

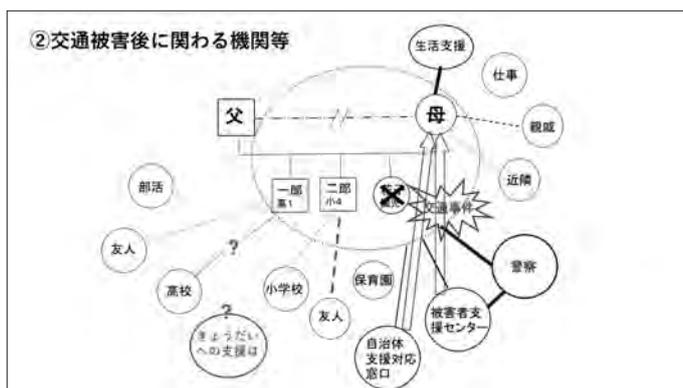
芹田： まず警察での被害直後のというところでお話をしたいと思いますが、警察での被害少年支援というのは初期段階の支援と継続的な支援ということで、2段階に分かれているというふうに認識していただければと思います。

この段階では、まず初期的な支援になるんですが、警察署で警察は何ができるのか、あるいは関係機関で何ができるのかということですね。

警察であれば、犯罪被害者支援の部門で相談業務、カウンセリングのほか、付き添い制度ですとか、犯罪被害の給付金の関係ですとか、そういった制度的なことをご説明します。

そして、関係機関。例えば犯罪被害者援助センターというのが埼玉にもありますし、ほかに埼玉県でも生活問題に関する情報提供や助言ができるといった制度的なこと。それから、これから公判の流れがどのようになっていくかということ。それから、被害に遭った後に、どのような状況に陥りやすいかといったこと。

すべて情報提供という形の段階になりますけれども、こういうものをまず初期的支援としているということです。



伊藤： ありがとうございます。

では引き続き、用意しましたエコマップですが、これは被害後に関わる機関ということで、置いてみました。

警察がまず関わり、ご本人の了解が得られれば、警察から連絡が行って、被害者支援センターが、お母さんに関わるようになるでしょう。自治体の対応窓口にも相談し、動きだすかもしれません。お母さんは抜け殻のようになってしまったということで、生活支援が必要になるというような形で入れています。

この被害者支援センターにしましても、自治体に関わるようになったと仮定しても、やはり、抜け殻のようになって仕事も手に付かなくなってしまったお母さん、母子家庭のお母さんをどうしようとなり、こちらのみに焦点が当たってしまうと思います。

この時点において関わる機関はここへ入れさせていただきましたが、赤田さんのほうから、きょうだいの支援に関係してお願いいたします。

赤田： 被害直後にどこが関われるか、そして、関われる機関ということなのですが、被害直後、学校というよりは、まず警察であったり、病院であったり、葬儀社のスタッフであったりというところが、まず本当の直後なんだと思うんですね。

その方たちをお願いしたいと思うのは、何ができるかなとか、支援しなきゃとか、ケアしなきゃとか、どうしても考えがちなんですけれども、先ほど御手洗さんから「目線を下げてください」という言葉で伝えてくださったように、限られた初期に関わることができる方は。

まず現状できょうだいに目が向いてないことで、とても寂しい思いをしているきょうだいたちがいるという背景を知っていただいて、その場で、きょうだいも被害者であるということを忘れずに、きょうだいにもひとりの人間として対応することが、とても大事になるのではないかと考えています。

伊藤： ありがとうございます。きょうだいの支援はということで、赤田さんのほうからご説明いただきました。

次は数カ月後、だいぶ関わる機関が増えてきております。この辺のことについて、自治体のことも入れております。子ども家庭支援センター、そういう名称のセンターが東京都にありまして、入れさせていただいております。

この辺のところ、鈴木さんのほうからご説明お願いいたします。

鈴木： ここで出てきているのは自治体支援対応窓口と、子ども家庭支援センターとがあります。

基本的に、自治体支援対応窓口がどのような対応をしているかということ、相談支援という形で電話、ファックス、メールであったり、弔慰金の支給ということで遺族に例えば30万円渡しますなどを行っています。

また、緊急生活サポート事業ということで、家事等を援助する協力員を無料で派遣する。配食のサービス、カウンセリング費用の助成、臨床心理士への相談の一部を助成する。被害者が直面している法律問題を解決するために弁護士に相談する費用の一部を提供する。

そして、裁判。被害者参加する場合の費用補助があります。あとは、御手洗さんの話にもあ

りましたが、従前の住居に居住することが困難になった場合として緊急にホテル宿泊や転居の費用補助を行う。

ただし、こういうメニューをそろえているのは自治体の中でも先進的なところで、まだまだ、窓口はあるのだけれど実際は全然機能していない自治体があります。むしろ十分機能していない自治体が少なくないというのが私の調査結果です。

なお、被害者の対応窓口としては、総務課又は福祉課の一部というように自治体によってバラバラです。

子ども家庭支援センターは私自身がいたところです。児童虐待などの対応をしています。東京都では子ども家庭支援センターという言い方をしていますが、関西の地域ですと、これが児童相談所を意味しているところもありますので、名前は全国でばらばらで非常にわかりづらいかもしれません。

今ここに挙げているのは市町村の組織です。例えば学校から「〇〇ちゃんは、妹さんが亡くなって大変な家庭の状態です」と、学校の先生がキャッチし、情報が子ども家庭支援センターに入ってきたりとか、自治体の申請窓口で被害者が来て、そこからつながったりします。

横のつながりが良いところだと、つながってくるのですが、今のこの段階だとなかなか、子ども家庭支援センターが支援・介入していくのが難しい。虐待でなければ入らない。

本来虐待の場合だけ入るのではなく、もっと幅広く支援をするというのが児童福祉法にも書いてあるんですけども、虐待でないと入らないという形の役割分担が結構されているところがあります。ただ、サービスの提供先ということでは本来子ども家庭支援センターは入って行かねばならないのです。

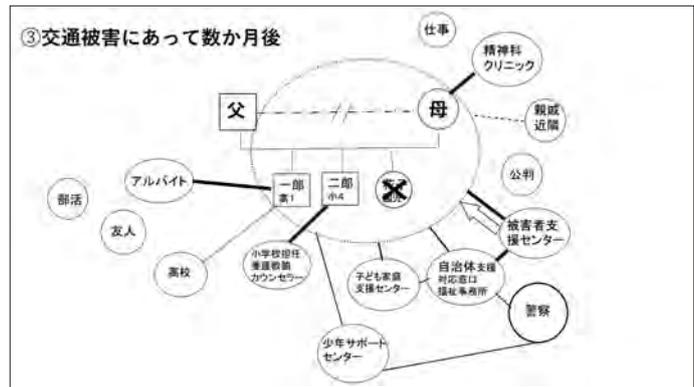
伊藤： はい。ありがとうございます。

少年サポートセンターを入れて、一郎、二郎とは線を結んでいるんですが、この辺で何か、芹田さんのほうからご説明ありますでしょうか。

芹田： 大体、少年サポートセンターのカウンセリングルームにおいてになる場合というのは、実は、数カ月ぐらいしてからおいでになる方が非常に多いという状況があります。その場合、警察署から直後に紹介されているんだけど、例えば3、4カ月とか6カ月ぐらい経ってからいらっしゃる。

そうした場合に、お子さんの支援、遺族となったごきょうだいのために、親御さんに「少年サポートセンターに行ってみれば？」という形で、おいでになる場合もありますし、残されたごきょうだいご自身に直接「しんどければ、そういったカウンセリングルームを利用するという方法もあるよ」ということで働きかける場合もあるわけです。

主なこととして私どもは、とにかくこの時期いらしてから、日常生活を送ることの支援を主眼に置いておりまして、今すぐ、亡くなったごきょうだいとの関係、どのように心の中でお付



き合いするかということよりも、日常生活をまず大事にするということをしています。

伊藤： ありがとうございます。

では、被害に遭って1年後というエコマップも用意しましたのでご覧下さい。これは、被害者支援センターが中心になって、家族全体に関わっているという矢印を入れています。

交通被害に遭って1年後、今度は自治体の総合対応窓口も、この家族が地域で普通の生活ができるように、サービスメニューがいろいろあるという話があったように、生活支援という形で関わられるのではということ矢印を付けています。

いかがでしょうか。関わる社会資源が増えてきていると思います。ここからは、先ほど打ち合わせの時にいろいろ意見が出たので、そんな感じで、お互いに質問し合ってもいいのでお願いします。

何か赤田さんのほうからありますか、この時点で。

赤田： 私はこの事例検討を見ながら、とても危惧していることが一つあります。エコマップを見ると、つなぐところがたくさんあるように見えるんですね。ただ、実際つながれているかといったら、現状、実はきょうだいに関しては、ほぼつながれていないんですね。

先ほど、きょうだいたちの体験からお伝えしたように、きょうだいたち、本当にいろんな場所で傷ついています。

学校はもちろん安全な場でありたいと努力していることは、もちろんそうなんですけれども、それでもまだ理解がない。その場所に、こうやって子どもたちをつなぎましょうと指示をしようとするのが、果たしていいことなのかなというふうに今は思っています。

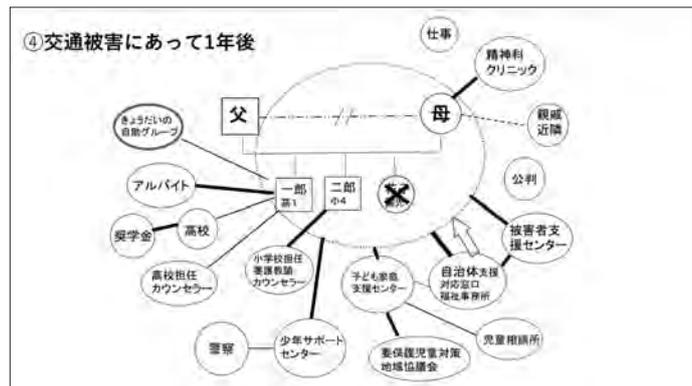
つなぐことを考える前に、まずは安全な場所をたくさん作っていく努力を大人がすることというのが、支援者の責任なんじゃないかなと私は思っています。なので、すごく違和感が残るエコマップではあります。

伊藤： 率直な意見ありがとうございます。何か質問はありますか。

赤田： 実際、被害者支援センターだとか、自治体の窓口だとか、少年サポートセンターが、本当にこのようなものを投げられて、きちんと支援ができるのかということをお教えいただきたいです。

じゃあ一郎君の支援をお願いした時に、できる体制が今、皆さんのところに整っているのかというお話を聞かせていただけたらと思います。

伊藤： 鈴木さんから、今の投げかけについて何かあればお願いします。



鈴木： 自治体側ですと、子ども家庭支援センターや市の子どもの窓口だとすると、現在泣き声通報などには直ちに対応しなきゃいけないということになっているんですけど、虐待ではない場合に広くSOSを拾ってそこに入っていけているかという、なかなか入っていけない。

ネグレクトに関しては別に育児放棄の場合だけではないので、困っている状態があるのであれば当然支援に入っていきべき話なんですね。そのところが十分ではないのだと思います。

それと、せっかく自治体の支援としては犯罪被害者等の支援窓口があるんです。しかし、そこ子ども部門とは縦割りでつながりが薄い。

私は総務課で犯罪被害者支援の部署にいた時もあるし、子ども家庭支援センターにいた時もあるので痛感します。

学校も要対協のネットワークがあるので、そこにつなげてどう役割分担して対応しましょうかということをやっていくのが法の建前になっているんですけど、そのところはまだ十分できていない場合が多いなというふうに思っております。

伊藤： 芹田さんのほうから何かございますか。

芹田： こういう状況の場合、先ほど言いましたけど、ダイレクトに親御さんとか残されたきょうだいがカウンセリングルームに電話相談をしてきて「そちらに行きたいんですけど」ということはまずないんですね。必ずその間に仲介される方がいて、お勧めしてくださる方がいる。

その勧めしてくれる方と、特に親御さんや、ごきょうだいとの日頃の関係がすごく大事なところで、どういうふうにそれをお話ししてくるかというところになります。

実際に私どものところで被害者支援の継続的なカウンセリングはありましたけれども、やはりそれは警察署であったり、学校の先生からであったりする時が多い。

警察署であれば、事件を扱った時の警察官が定期連絡のようなことをして、そこから始まってくる。

学校であれば、大体は管理職の先生から。私は養護の先生あるいはスクールカウンセラーの方からまず一報いただけるのかと思ったら、大体こういう場合は管理職の方々。

この辺は対外的な機関との連携で、どういった役職の方が連絡をするのかは各学校において温度差があるかと思えますけれども、その仲立ちをする方との関係が非常に大事なかなと思っています。

伊藤： ありがとうございます。

柳原さんのほうから何かございますか、このエコマップに関連して。

柳原： 今、赤田さんのほうからおっしゃったように、じゃあセンターでその体制がちゃんとできているかと言われると、ほんとにそこはまだ、気がかりな部分ではあるけれども、体制としてはなかなか、うちなんかもできていないところです。

ただ、直接子どもに関わることがなかなかないので、それを支える保護者の方や周りの方が、まずしっかり安定していただくということを考えるので、そこのお話はしっかりお聴きします。

その中で「お子さんどうしてらっしゃいますか」とか「おうちの様子どうですか」というこ

とは必ず確認をしながら、もし必要があれば「〇〇ちゃんにここに来てもらって、お話を聞くことができますよ」というふうに声はかけますけど、子どもさん自身がセンターに来て話をするというケースはなかなか難しい状況です。

その時は、学校のほうに保健室もあるし、スクールカウンセラーの先生もいらっしゃるから、そういうところで相談もできますよということを、無理にじゃないけれども、そういうところもあるよということを伝えてやってくださいねということは伝えますが。

センターのほうに来てお話を伺っても、継続的に経過を見ていくようなシステムがまだできていませんので、ほんとに面接だけという形で終わることもあるかなと思います。

伊藤： ありがとうございます。センターとしての実態といいますか、本音のところをお話しいただきました。

今いろいろな意見が出て、こんなに奇麗に連携できるものなのかとか、でもこういう方向で行きたいと思っているといったコメントもありました。

1年ぐらい年月が経って、被害に遭った家族をどう支えていくか。きょうだいの自助グループも書きましたが、自助グループにつないでいくのも大事な視点かと思います。

この辺のことやきょうだいの精神面のことを、最後に赤田さんのほうからまとめていただいて、よろしいでしょうか。

赤田： 今ですね、「実際どうですか」という質問をパネリストの皆様に投げかけた時に、「親を通して子どものことを聞いて」というようなお答えがあったと思うんですが、先ほどの御手洗さんのお話にあったことを思い出して下さい。「お父さんにだけは心配をかけたくなかった。つらいって言えなかった」と。

なので、その支援体制の抜本ですね、親を介してきょうだいにコンタクトを取っているということが、果たしてそれでいいのかということを一度、私も含め問い直したいと思いました。

これからご紹介するのは、「その当時、全く支援がなかった」と答えたきょうだいたちに調査をしたデータです。支援を受けられなかったと言っている子たちを、わかりやすく、10人に何人がという表記に直しています。

きょうだいの10人のうち6人に、いまだに複雑性悲嘆のリスクがあります。そして、10人のうち5人にPTSDの関連症状がありました。

同じように、10人のうち6人のきょうだいは「学校に居場所はなかった」と答えました。そして、10人のうち8人のきょうだいは「自分の居場所はどこにもなかった」と答えました。

10人のうち9人のきょうだいは「両親をこれ以上傷つけてはいけなと感じていた」と答えています。そして、10人のうち8人のきょうだいが「きょうだいよりも自分が死んだほうがよかった」と答えています。

初期は警察であったり、葬儀社であったりというお話をしましたが、一連の捜査とかが終わった後は、やっぱり学校の先生がとても大きな存在になってくると思っています。

それは、きょうだいは、御手洗さんも話してくださったように、自分から病院に行ったり支援を求めたりということができなくて、唯一自分の意思で関わることのできる大人が学校の先生しかいないんですね。

学校で子どもたちがどう感じていたかということ、いまだに苦しんでいるきょうだいたちが学校でどんな経験をしてきたかを知ることは、これからの支援というものを考えていく大人たちの責任だと私は思っています。

今の喫緊の課題としては、子どもたちにとって安全な場をたくさん作るということ。支援センターと学校の間で情報提供しながら、グリーフケアの視点を持った関わりができるということが、本当に望ましいのではないかというふうに思っています。

そのために、学校の先生だとか、初期に関わる警察であったり、葬儀社の方であったり、様々な子どもに関わる方に、グリーフケアの啓発とグリーフケアの知識を共有する必要があるのかなと思っています。

学校が安全な場ではないと申し上げましたが、安全な場となっていたきたい学校には、被害者支援のための本当に大きな可能性があると思っています。以上です。

伊藤： どうもありがとうございました。

事例検討、いかがだったでしょうか。

実際のケースはもっともっと複雑で、様々な要因が絡み合うことが多いと思います。エコマップのようなアセスメントツールを使って家族全体を視野に入れて、特に見落とされがちなきょうだいを忘れずに、どういう支援が必要か、連携がどこまでできるか、できそうなところがあるかを常に探っていくことが大切なのではないかと思っています。

エコマップを用いた事例検討、簡単なものでしたが、これで終わらせていただきます。

では、ディスカッションの部門ですが、「子どもと家族に対する『連携した支援』の在り方とは」について討議させていただこうと思います。

最初に、被害者支援センターのほうから幾つか、このパネルディスカッションのために質問をお寄せいただきましたので、せっかくですので、それに答える形を取りたいと思います。

赤田さんに「うれしかった支援者からの言葉かけ、関わり方はありますか」。そして、その質問との関係で、「子どもへの声かけで注意すべきことは」ということです。

遺されたきょうだい

死別から平均15年が経過しても・・・

10人のうち6人に複雑性悲嘆のリスクがありました

10人のうち5人にPTSD関連症状がありました

10人のうち6人のきょうだいは
『学校に自分の居場所がなかった』
と答えました

10人のうち8人のきょうだいは
『自分の居場所はどこにもなかった』
と答えました

10人のうち9人のきょうだいは
『両親をこれ以上傷つけてはいけなと感じていた』
と答えました

10人のうち8人のきょうだいは
『きょうだいより自分が死んだほうがよかった』
と答えました

赤田： 恐らく私本人の経験の中からのことを聞かれているんだろうなと思いますので、私の経験から申し上げたいと思います。うれしかった支援者からの言葉かけというものは一切ありません。

私はちょっと特殊なケースでありまして、弟の事故が起きた場所、両親が住んでいた場所、私が住んでいたのは、すべてが違う県でした。そのため、ほんとに支援につながりにくかったと思っています。なので、そもそも支援機関に、十分に関わってもらったこともないんですが。

ただ、うれしかったことはない代わりに、事故から、そうですね、6、7年経った頃ですね。その当時住んでいた県の被害者支援センターに電話をしたことはありました。それは自分の子どもを育てていくうえで、とてもしんどい出来事にぶつかって、それはやっぱり弟の事故のことを解決しないといけないなと思ったからでした。

まず電話をしてですね、被害者支援センターにそれを伝えたところ、センターの方からいただいた言葉は「交通事故は犯罪ではありません。ですので、犯罪被害者支援センターでは支援ができません」ということでした。その経験がきっかけで、私は自分から支援を求めるということを一切しなくなりました。

「子どもへの声かけで注意すべきことは」ってあるんですが、よく「支援はこんな言葉を書いたらいいですよ。こんな言葉は言っちゃだめですよ」ということを言われます。その一つが「頑張ってる」という言葉、頑張っている人にかけてはいけない言葉というふうに言われているんですが、やっぱりそれは関係性だと思うんですね。

私は弟の事故後、すぐ父も亡くしているんですけど、同じように母が死んじゃうんじゃないかって、ずっと思っていた時に、これは支援者ではなく友人なんですけど、「でもね、今はね、あなたが頑張る時だよね」という声をかけてもらったことがあります。

その、普段はタブーとされている「頑張ってるね」という言葉が、その当時の私を支えてくれたという経験はありました。

伊藤： ありがとうございます。

もう一つ質問としまして、「カウンセリング以外でできる支援の在り方、工夫など」を聞きたいということですが、鈴木さん、いかがでしょうか。

鈴木： 一つは、お芝居を一緒にやろうみたいな形でやって、うまくいった時はあります。運動が好きな子であれば運動を一緒にやったり。「宿題をやりに来れば」と誘って役所のセンターの机と椅子を提供して、僕らと関わりながら宿題をやるみたいなこともやりました。

アートとか音楽とか、いろいろ人によって好きなものが違いますので、好きなものやっているとところを紹介したことがあります。あと、デラックス子ども食堂みたいなことをやって、おいしいものを食べようみたいなことを企画したこともあります。

カウンセリングというのは大事なものなんですけど、それ以外にもいろいろ、何が好きなのかな、得意なのかなと探り、心がちょっと開けたりするようなものを工夫してきたということになります。以上です。

伊藤： ありがとうございます。

では、連携した支援体制を築くには何が必要かについて入っていきたいと思います。芹田さんのほうから、この点についてご意見お願いいたします。

芹田： 警察の立場としてということで、お話ししたいと思います。私の場合はカウンセリング、心理職での立場でありますので、こういうお話になるかと思っています。

一つは、対象となるご家族、ごきょうだいに関する、いわゆる見立ての問題ですね。アセスメントを行うわけです。これはカウンセリングルームでもやりますし、学校の中でも、それはスクールカウンセラー、先生方が、そのお子さんをしっかりと見てくださるというようなことがあるわけですが。

そうしたアセスメントの情報を、どのように共有するのかというのが非常に大事なところがあります。その情報をどこまでお話をし合うのかということと、誰を窓口にするのかということとは非常に大事かと思っています。

特にスクールカウンセラーさんの場合は、1年、2年で、そちらの学校での勤務が終わってしまう場合もあります。そうしたところもありますので、どういった窓口で、どのレベルまで話をするのかというのがあるかと思っています。

それから、基本なんですけれども、これは被害者支援だけではないのですが、一番困るのは「それはうちではできません」というその姿勢というか、言葉ですね。これは非常に連携ということをするうえでネックとなります。

そうではなくて、「うちの窓口ではこういうことで支援ができるんですよ」ということをお伝えする。「ああ、そうですか。うちはこういうことができますよ」ということで、そこでつないでいくのが基本の路線なのかなというふうに思います。いろんなところの連携がありますが、ベースの部分なのかなと思っています。

伊藤： ありがとうございます。

では引き続き、柳原さん、いかがでしょうか。

柳原： 意見発表の時にも言ったんですけれども、学校は子どもにとってとても大事な場所というのはあらためて思いましたし、そこを安全な場所にしていくことは課題でもありますので、先生たち、関わる人たちに、そういった子どもたちがいるんだよということを知らせていく。

何かあった時に、きょうだいはこんな気持ちになるんだよということも知らせていくのが、センターとしての一つの役割にもなるのかなと感じました。

伊藤： ありがとうございます。

では鈴木さんのほうから、要対協の仕組みも含めてお願いします。

鈴木： 先ほど連携のところで、要対協という仕組みがありますよということを話させていただきました。その説明をします。

基本的にこの部分で、例えば、虐待で被害があったということだけではなくて、その前の段階から支援のネットワークはありますし、犯罪被害を受けた後も、このネットワークは使える。

一番上のところが母子部門で、保健師が関わっていて、心理とか健康面をフォローできる機関がある。

そして、図の真ん中が、平成28年改正によって導入された市区町村子ども家庭総合支援拠点といわれるもので、子どもや保護者の実情を把握し、相談対応をしていく。さらに要対協を使って司令塔的な役割を果たしていくことが求められます。



図の右側。聞いたことがあるかと思うんですが、要対協というネットワークでございます。このネットワークに本日いらしている皆さんも入っていらっしゃる方も多いかと思えます。

例えば、民生委員、里親、児童相談所、弁護士会、警察、医療機関、保育所、幼稚園、小学校、学校教育機関、地域の子育て支援拠点、利用者支援機関などが円の輪のところに入っています。配暴相談支援センターも含まれます。

このネットワークをどう作るかは自治体がデザインできると法律に書いてあるのですが、ここを自治体の職員でもよく理解してない部分（人）があって、民間支援団体に「ネットワークには入れませんよ」という説明をしてしまったりしているんですけど、どう作るかどう運営するかについては法律は、自治体が決めればよいとしているんです。

だから、地域の子ども食堂やいろんな居場所に入ってもらう。赤田さんのところとつながったりとか、被害者支援センターに入ってもらう。そうすると、要対協は法律で、その中に入っている情報の交換は守秘義務違反になりませんよと規定しているので、被害者である子どもの情報を紡ぐことができる強力かつ画期的な法制度なんですね。

なので、その中では「〇〇ちゃんの状態はどうだよ。小学校でお兄ちゃんはどうだよ。妹さんはどうだよ」ということは、やっても守秘義務違反にならないんです。外に出してはいけませんよとなっていますが、逆に内側で情報がやり取りできる、そういう仕組みが作られているということになります。

あと一番下が児童相談所。虐待で保護が直ちに必要となるような緊急・重大な場合の役割を担います。こうした形で、様々な機関が関係連携している。

このネットワークに入っていくことは重要な話なのかなというふうに思っています。単なる会議体ではないのです。

虐待であれば、下のところで、市区町村が関わる部分と児童相談所・都道府県が関わる部分がモデルで示されています。

母子保健・保健師さんから見たネットワークの図です。

下の表のところ、妊娠、出産、産後育児という横軸がある。それぞれの段階でサービスも予防接種やこんには赤ちゃん訪問など、様々あって、保健所や医療機関、民間の機関と、こういうネットワークを作りましょうというのがあります。

これが学校とか発達段階が上がってくると、右側のサービスメニューが結構減ってくる。小学校、中学校、高校という過程で、いじめ防止、スクーリング・サポート、引きこもりの対策

事業だったり。それについて学校、教育委員会、その他が関わってきます。

婦人保護事業の概要制度について。DV対策の連携協力機関として、各省庁、警察、裁判所、自治体の公営住宅の窓口などが連携して支えていきましようという制度設計になっています。

若年被害者女性等支援モデル事業の概要のネットワークについて。婦人相談所、警察、DV防止センター、男女共同参画センター、児童相談所、自治体福祉部門などが挙げられる。

自治体での人事異動で、それぞれの部署に異動すると、こうしたネットワークの下で仕事をします。ネットワークの必要性は感じているが、子ども部局と、女性部局と、学校とという時に、そのネットワーク連携が縦割りネットワークがうまく機能していない実態がございませう。

【連携・協働(再考①)】、何のためにネットワークがあるのか。要対協は単なる会議体ではなく、法的ネットワークです。

一つの機関だけで何かを解決することはできないので、だからこそ、機関ごとの凸凹足りないところをネットワークとお互いの資源でつないでいき、被害者及びきょうだいを支援していきましようということ。そのようなことを認識する必要がある。次に、司令塔としての市区町村支援拠点の役割が法的にも期待されているというふうに思ひます。

思ひの共有と連動していくということ。ところが連携・協働の条件。ネットワークで一番重要なのは、地域資源を知っている、子どもに関与する機関、お互ひが電話番号を知っている、担当者の名前を知っていること、日常の信頼関係が築けていること。そういうことが重要になってくるんだらうと思ひます。時間の関係がありますので、これで。

野田事件・札幌事件の教訓としては、「声を出して渡す」。バトンは自然とつながらないので声を出して、何を渡すのか、渡さないのか、できることと、できないことというのを機関間で話していくことが重要であらうと思ひます。



子どもに被害がある場合の連携・協働【再考①】

- 1 要保護児童対策地域協議会とは何か？
何のためにあるのか？(画期的な法制度)
単なる会議体ではない！
→組織で足りない人的・物的資源の拡充のための法的網掛けのためのネットワーク →活用しよう！
自分の組織で足りないものを補う(凸凹をつなぐ=協働=当事者同士)
→①作り込みのマネジメントと②運用のマネジメント...(例)地域のNPO団体などもある ※参照資料本文
- 2 要対協調整機関=担当者=子ども家庭総合支援拠点(平成28年児童福祉法改正による法10条の2)
→関係機関を繋ぐハブ・要の役割=司令塔
基本的には市区町村の子ども機関であり、児相その他関係機関との役割分担・権限・事務所掌を細かく具体的に定めているかが課題・問題となる。
(※野田市死亡事件では形骸化。札幌市死亡事件では保健部門から要対協に挙げられず。)
- 3 他機関(教育委員会、学校長、警察、他の子ども機関等)と交渉するためには、権限を有し、組織の一定の意思決定ができる者が調整・役割分担等の司令塔の役割を果たすことが求められる。

子どもに被害がある場合の連携・協働【再考②】

- 4 連携・協働のために必要なこと
→子どもの命(被害少年・きょうだい・家族)を、そして笑顔を守るとの明確な哲学の下
「思ひの共有」と「連動」(※参照資料本文)(7日付子ども虐待防止協議会資料「思ひの共有」(2)頁46-47頁)
→静的連動はない(アメンバー)
→昨日と今日と明日では状況や景色は違う
→とにかく決めて動く、変更する繰り返し
(例)夏休みどうするの？年末年始は？見守りという名の不作為にならないよう
- 5 連携・協働の条件(土台・前提として本人目録であること、支援者目録ではないこと)
(1) 地域資源を知っていること (※参照資料本文)(7日付子ども虐待防止協議会資料「思ひの共有」(2)頁47頁)
(2) 案件を繋ぐ、子ども関係機関を知っていること
(3) 電話番号を知っているだけでなく、担当者の氏名を知っていること
(4) 担当者とは電話一本で話がツーカーとなる日常の信頼関係を築けていること

伊藤： ありがとうございます。

鈴木さんは、たくさんスライドを用意してくださいました。配布資料のほうにすべてありますので、どうぞじっくりご覧になっていただけたらと思います。

今話題になりました要対協、私は短縮して言いましたが、要保護児童対策地域協議会が定められているわけです。

それぞれの地域でいろんな活動を既になさっていると思いますが、話で出てきた個人情報の取り扱い、私たち被害者支援の分野でも参考になる。個人情報の取り扱いを明確にしておく必要があるということですね。特に連携体制を築くうえでは不可欠ですね。

あと、担当する機関や部署の役割分担をはっきりさせておくとか、基本的なことになりますが、鈴木さんがご指摘してくださいましたように、担当者間のコミュニケーションの問題とか、常に問題になっているんですけども、多機関連携、連携体制を築くうえでは非常に重要になってくると思います。

赤田さんのほうから、子ども目線からの連携についてお話がありましたら、お願いいたします。

赤田： 鈴木さんのお話の中で、いろんな場所があることを聞きながら、連携できそうな、子どもたちの安全な場になり得そうなものが、たくさんあるんだなということを感じています。

その前に鈴木さんがお話ししてくださいましたように、アート支援であったり、運動支援であったり。もうカウンセリングにこだわらないと思うんですね。

たくさん安全な場を作って、器をたくさん作って、それを支援者が子どもに「これをどうぞ」と言うのではなくて、「こんなにたくさんあるよ。これからどこにつながりたい？」というような、子どもが選べるようなくらい、子どもたちにかかわれる機関ができていくといいなと思っています。

そして、それがすべて横のつながりができていくことが理想なのかなと思いました。ありがとうございました。

伊藤： ありがとうございました。

連携した支援の在り方について、パネリストの方は本当にいろいろ準備していただきました。時間が押してきた関係で十分に発言できなかったところもあるかと思いますが、お許しいたきたいと思います。

パネリストの方から、きょうのパネルディスカッション全体を振り返って、このことを言い忘れたとか、このことは是非、聴衆の方に伝えたいということ、最後におひとりずつお話しいただきたいと思っています。キーワードを何か提示していただくと記憶に残りやすいかと思いい、そのようにお願いしております。

では柳原さんから、お願いいたします。

柳原： キーワードになるかどうかはわからないんですけど、自分の感情を言葉にできない子どもがいるということ、目線を落として周囲の大人がしっかりキャッチしてあげることが大事なんだなというのを感じました。

それと、御手洗さんがお話の中で「養護教諭の先生に初めて、きついつて言えた」とおっしゃったのが、私は養護教諭をしていたので、養護教諭に言えてよかったなというのが一番うれしかったかなと思います。

伊藤： ありがとうございます。

では赤田さん、お願いします。

赤田： きょうは貴重な機会をいただきましてありがとうございます。お伝えしたいことがたくさんあり過ぎて、少し走り気味になって申し訳ありませんでした。

最後に私から三つ、皆さんにお願いをしたいと思っています。一つ目です。お話の中で何度か、きょうだいたちの声を聞いてくださいとお願いを申し上げました。

しかし、きょうだいが、きょうだいの死や自身の体験を振り返ることは、とても大きな負担を伴う体験となります。その後のフォローができる体制であればもちろんいいのですが、できない体制で、興味だけで、きょうだいたちの体験を引き出すことのないように、お願いします。

事故から長い時間が経っても複雑性悲嘆やトラウマに苦しんでいるきょうだいがたくさんいることを、どうか忘れないでください。

私のほうから聞いてくださいというふうにお問い合わせを申し上げていますので、もし様々な場所で、きょうだいの声を聞かせてほしいということがありましたら、どうぞご連絡をください。私がお後をフォローできるきょうだいたちをご紹介しますと思っています。

二つ目です。これは当事者の立場の私からのお願いになります。このようにきょうだいが親との関係性で悩んできた話をすると、親の皆さんに批判が行くことがあります。でも、それは違います。二項対立するべきことではないです。

きょうだいたちは、親との関係がつかつたと語りますが、悲しみに暮れる両親の姿を見ることは当たり前のことと理解もしています。両親を責めていることではないです。

私が伝えていることは、きょうだいをどう支援できるかということを考える時に、きょうだいが何に苦しんでいたのかを提示している、その一例が親との関係性であるに過ぎません。きょうだいのことは気になるけれども、そこに目も心も向けることができなかつた。今もそのことに申し訳なさを抱えて生きている親の悲しみにも、どうか配慮をお願いしたいと思います。

私事ではありますが、今私が一番うれしいなと思っていることは、弟の事故後、抜け殻のように、生きることをあきらめてしまいそうだった母が今も命をつないでくれていることです。

最後のお願いです。このようなきょうだいの話をすると、支援センターや学校関係者の方の一部から「そんなことを言われたら私たちが傷つきます」という意見をいただくことも、もちろん多々あります。

きょうだいの支援というのは非常に新しい分野です。苦言を呈すようですが、これまで支援の場で、きょうだいたちがどのような思いで過ごしてきたのか、一例であるにしろ知ることは、私を含め、支援に携わる大人の責任と義務であると思っていますので、どうかご理解ください。

ここ数年、様々な支援の場から、残されたきょうだいのことについてお話をする機会をいただくようになりました。お兄ちゃんや、お姉ちゃんや、妹や、そして弟、かけがえのないきょうだいを亡くしたきょうだいたちが、心を休めることができる場が一つでも多く作られること

を願いながら、これからも精進してまいりたいと思います。ありがとうございました。

伊藤： ありがとうございます。

では鈴木さん、お願いいたします。

鈴木： 3点。一つは支援の個別性です。ひとりひとりみんな違うんだという認識で、そのための組織的・マネジメント的支援が必要だということ。現場で本日いらしている方々からもみんな悩みながら大変な思いをしながら個々人で頑張っていることを、ずっと聞いています。

支援・相談員個々人の努力というよりは組織全体でバックアップしなければいけないと思います。本日私の立ち位置としては、自治体にいろんな資源があるんだということを紹介させていただいて、被害者は地域で生活していく主権者として当然行政に対して支援をもっと求めてよいのだということの強調です。そして、自治体のトップ、市長や区長、町長、村長にその認識を持っていただいて、人的、財政的支援を拡充してほしいというのが1点です。

2点目。日常生活への継続的支援です。犯罪被害後もずっと生活は続いていくのですから、その支援をもっと継続的に考えないといけないだろうということでした。

3点目最後ですが、自らの思考を後退させずに磨くということでした。私自身、自分に課しているフレーズがありますので最後に読ませてください。

「現実とは常に現実の解釈にほかならない。従って、ケースの見方は私たちの成長によってより成熟したものになる可能性を秘めていると同時に、私たちの思考の後退によって、いくらでも貧弱になる危険性を帯びている。ケースは、それを見る人によって異なった姿を現す。それはケースに限らず、あらゆる事象に共通した認識の構造である」。

自分自身、常にアンテナを高く広く張って、今後も皆さんと一緒にやっていけたらと思います。どうもありがとうございました。

伊藤： ありがとうございました。

では最後に、芹田さん、お願いいたします。

芹田： 3人のパネリストの先生方が非常に重要なことを教えてくださいましたので、私が申し上げるのは、たった一つしかありません。

私はカウンセリングルームという限定された時間と場所の中で、心理職として、公認心理師としてお子さんとお付き合いさせていただくということで、その中での限定されたところでのキーワードでございますが、「悲しみと怒りの表現をフォローする」ということであります。

これは思春期臨床でも非常に大事にしているところなんですけど、きょうの御手洗さんのお話の中にもありました。この中に、悲しみと怒りが交ぜになって、ずっとそれを抱かれたままお過ごししているわけでありましてけれども、私たちは、悲しみや怒りの表現、クライアントさんの表現をフォローするという、このことについては修業を積んでいかなきゃいけないのかなど。

特に怒りに関して、日本語はいろんなものがあって、私どももいつも使っていますけど、怒った時に「腹が立つ」という言葉を使う人と、「頭にくる」という言葉を使う人がいます。

今だんだん日本人の中で「腹が立つ」というようなことを使う人が少なくなっているんだそうですね。それだけ、怒りの感情をお腹に抱えていることができなくなっているんだそうです。

このほかにも「堪忍袋の緒が切れる」だとか「腸が煮えくりかえる」とか、そういう言葉もあります。

一方で悲しみの感情ということになりますと、やはりいろんな言葉がありますね。「痛々しい」とか「やるせない」「切ない」「心苦しい」などがあります。

それぞれ微妙に意味が違っているんですが、こういう悲しみや怒りの表現をする時の語彙というのは豊富にしなければいけない。特に心理臨床家はそういったところでセンシティブにならないといけないと思っています。

言葉さえどうにかすれば、それで被害者支援がどうかなるということではありませんが、そうしたことの積み重ねが、より良い被害者支援につながるのかなというふうに思っております。私のほうからは以上でございます。

伊藤： ありがとうございます。

パネリストの方々のそれぞれの思いが伝わってまいりました。ここで終わりにしたいところですが、まだ少しスライドを残しておりますので出させていただきます。

まとめになります。きょうのパネルディスカッションの内容のうち、何か一つでも二つでも、ご参考になることがあれば幸いです。

被害者支援に携わる者として、専門職として大事なこととして、よく学生にはこういうことを教えます。これはソーシャルワークの構成要素で、三つの要素があると言われております。「価値」「知識」「方法・技能」ということです。

被害者支援のことに当てはめると、「価値」は「被害者の権利を守る」、あるいは「被害者に寄り添う」「被害者の尊厳を守る」と、いろんな言い方があるかと思いますが、それが基盤になければいけない。

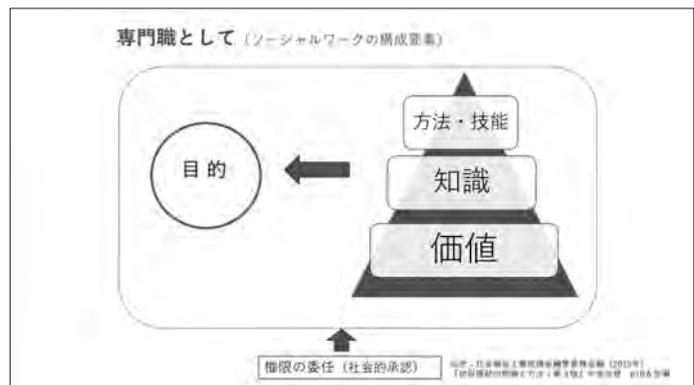
その上に、この場合は「知識」が来るのですが、私たちにとってやはり知識は必要ですね。きょうはパネリストの方からいろんな情報をいただきました。支援をするうえで皆様方の知識になると思います。

今回、参考文献リストとして、私どもから幾つか文献を挙げてまとめて最後に載せさせていただきました。被害者支援を行っていくうえで参考になるものがあればと思っております。

実は私も初めて見る本があって、読んでみたらなかなか面白く、勉強になったと、このパネリストの方とやってよかったと思えました。そんなことで、とにかく知識を増やす。

そして、「方法・技能」というところが頂点というか、結局「価値」が基盤にあって、それがすべてに通じていないといけないんですね。そういう「方法・技能」ということです。

例えば、ここできょうやってきました



ように、どういう言葉で接したらいいか。あるいはアセスメントの際には、エコマップというツールをご紹介しましたが、ああいうツールがあるとやっぱり違いますよね。そういう「方法・技能」を身につけることが大事だと思ひまして、こんな形で表されていることを紹介いたしました。

まとめとして、この「第4次犯罪被害者等基本計画案」について触れさせていただきたいと思ひます。皆さん方ご存じのように、今、第4次計画に向けて計画案文を練っているところです。

私は、この上に書いてあります専門委員会議の構成員として携わっております。これからお話しするのは私の個人的な意見、感想ですが、ちょっとお話しさせていただきます。

ここに書いてありますように、最初の基本計画から枠組みは変わっておりません。ですので、基本方針、それから重点課題も、これを維持して第4次計画を作っております。

今回のテーマと関係して、第4次計画で新たに入る点について、少しご紹介させていただきます。

これは時間があればお話ししようかなと思つたんですけど、今はWeb会議になってしまっています。11名の構成員がいますが、なかなか真剣に討議を重ねています。

担当部署の警察庁の方が熱心に対応されており、昨年のパブリックコメントについても、どう計画案文に反映させるか、尽力されています。

子どもの支援に関する計画案文ですが、実はきのうの夜、会議のメールが入ってきまして、きょうテーマに上がっていた兄弟姉妹の支援を計画案文に入れることが、どうやら決まるようです。

こんな文言です。「犯罪被害に遭った児童・生徒、その兄弟姉妹である児童・生徒、およびその保護者の相談に対して、連携しながら対応していく」という文言が入る予定です。

今まで、「被害児童」だけで「兄弟姉妹」という言葉は入ってなかったのですが、第4次計画に入るようです。

それからもう一つは、教育委員会との連携で、犯罪被害者等早期援助団体を含む関係機関との連携・協力を充実・強化するということになります。連携において「犯罪被害者等早期援助団体」が明記されるということです。

これも非常に大きなことだと思います。今まで入っていなかったわけです。被害者支援センターが計画案文の中に入る意味はとても大きいと思ひます。それをきっかけに変わっていくわけですから。

それから、被害者支援センターのほうから、子どもがどう刑事手続きに、裁判に関われるかという質問もあり、時間の関係で十分答えられませんが、簡単に申し上げます。

実は第4次基本計画の中では結構その辺は検討されまして、加害者との接点は非常に慎重に考えなければいけないのですが、例えば更生保護の分野や検察庁も職員研修などにおいて、被害者のことに力を入れていくということが計画案文に入っていく予定です。

「第4次犯罪被害者等基本計画案」

※現在、基本計画策定・推進専門委員会議で第4次基本計画案文が議論されています。

1. 計画期間： 令和3年4月1日から令和7年度末までの5か年
2. 基本方針 [4つの基本方針] ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること ② 個々の事情に応じて適切に行われること ③ 途切れることなく行われること ④ 国民の総意を形成しながら展開されること
3. 重点課題 [5つの重点課題] ① 損害回復・経済的支援等への取組 ② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 ③ 刑事手続への関与拡充への取組 ④ 支援等のための体制整備への取組 ⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

ちょっと端折った言い方で申し訳ありませんけれど、そんな形で司法行政機関も少しずつ変わっていくということですね。

第4次基本計画案文について、パブリックコメントが11月に始まるようです。ですので、是非関心を持っていただいて、意見をお寄せいただけたら、より一層良いものになっていくものと思います。

御手洗さんが言ってらっしゃいました、「子どものことは話題にならなかった」と。「ならないと変わらない。変えることができない」。

「話題にならないと変えることができない」皆様にももう一回、味わっていただきたいと思っています。やっぱり変えるために、私たちがもっと関心を持たなきゃいけないということだと思っています。

パネリストの方、本当に、きょうのために大変な時間をかけて準備していただきました。ここでお礼の拍手をしたいと思っています。

最後になりましたが、こうして開催することができましたのも、警察庁はじめ関連団体のご支援があったからだと思います。特に、全国被害者支援ネットワークの事務局の方、大変なご尽力だったと思います。私どもの控え室も消毒されて、細かい配慮のもとでコロナ禍のなかこういう形で実施できました。

ご登壇、ご参加いただいた皆様にあらためて感謝を申し上げて、閉会とさせていただきます。きょうは本当にどうもありがとうございました。

司会： ありがとうございました。

以上でパネルディスカッションを終了いたします。皆様に、いま一度、拍手をお願いいたします。